

●香川県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成19年4月27日

香川県監査委員 石川 豊
同 辻村 修
同 鍋嶋 明人
同 野田 峻司

- 1 監査対象部局 公安委員会
2 監査対象年度 平成18年度
3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
高松西警察署	平成19年1月10日
坂出警察署	〃
善通寺警察署	〃
琴平警察署	〃
地域課	平成19年1月11日
運転免許課	〃
警察学校	〃
高松北警察署	〃
高松南警察署	〃
機動隊	平成19年1月12日
高速道路交通警察隊	〃
交通機動隊	〃
東かがわ警察署	〃
交通企画課	平成19年1月29日
交通指導課	〃
交通規制課	〃
捜査第一課	〃
捜査第二課	〃
組織犯罪対策課	〃
鑑識課	〃
科学捜査研究所	〃
公安課	平成19年1月30日
警備課	〃
生活安全企画課	〃
少年課	〃
生活環境課	〃
総務課	平成19年1月31日
企画課	〃

人事課	〃
監察課	〃
会計課	〃
厚生課	〃
情報管理課	〃
さぬき警察署	平成19年3月23日
高松東警察署	〃
小豆警察署	〃
丸亀警察署	〃
高瀬警察署	〃
観音寺警察署	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

なお、捜査報償費については、関係会計書類等の照合・精査を行うなど一般捜査費及び捜査諸雑費について監査を行った。

予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1)指摘事項

該当事項なし

(2)指導注意事項

行政財産の目的外使用の使用料について

電気通信線路設備維持のための行政財産使用料について、過大に徴収しているので、正当額との差額を返納する必要がある。 (坂出警察署)

(3)検討指示事項

庁舎の維持管理業務について

警察署の統合により、浄化槽などの維持管理業務の一元化を図るなど、業務の一層の効率化に努める必要がある。 (会計課)